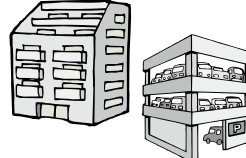
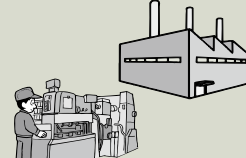
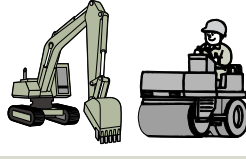
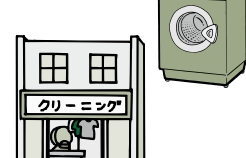
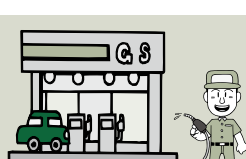


このような資産があれば申告してください！

例 示	業 種	主な償却資産の内容
	不動産貸付、賃貸マンション、アパート・共同住宅、寄宿舎、駐車場業（貸付を含む）	外構工事（門扉、塀、緑化施設、側溝など）、ネット、フェンス、受変電設備、広告塔、看板、壁面文字、浄化槽・管理設備、外灯、ルームエアコン、屋外の給排水設備、駐車場舗装・設備、駐車装置、駐車料金自動計算装置、舗装路面 など
	製造業、印刷業、倉庫業、卸売業	外構工事（門扉、塀、緑化施設、側溝など）、ネット、フェンス、受変電設備、自家発電設備、広告塔、金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、工場等の幹線動力設備、機械の給排水設備 など
	建設業、工事請負業、建設機械等リース業	ブルドーザ、パワーショベル、大型特殊自動車、発電機、ランマ、タンパ、ロードローラ、パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、看板、舗装路面 など
	店舗・小売販売業、料理飲食業	日除け、看板、広告塔、受変電設備、壁面文字、駐車場舗装・設備、ルームエアコン、陳列棚、陳列ケース、カウンター、テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスター など
	理・美容業、医（歯科）業、クリーニング業	受変電設備、広告塔、看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、駐車場舗装、理美容椅子、ルームエアコン、消毒殺菌設備、医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニットファイバースコープ等）、ガス（麻酔）設備、洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包機 など
	ガソリンスタンド、自動車修理業	受変電設備、広告塔、看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、地下タンク・設備、防火壁、舗装路面、独立キャノピー、洗車機、ガソリン計量器、防犯装置、コンプレッサー、盤、プレス、測定工具、検査工具 など
	農業、林業、酪農業	ビニールハウス、果樹棚、ボイラー、搾乳機、自動給餌機、パワーショベル、発電機、乾燥機、もみすり機、米選機、林業用機械、林内作業車、チェーンソー、パソコン、保冷库 など

「税の申告制度」といえば、市県民税や所得税などの申告が一般的によく知られていますが、固定資産税

（償却資産）にも申告制度があります。この制度は、事業者（個人を含む）が事業（非営利目的も含む）に使うために所有する資産（減価償却資産）について毎年1月1日現在の状況を

申告する制度で、所有者に申告の義務が課せられています。申告の主な対象 土地・家屋以外で所得税法や法人税法で減価償却資産として計上しているもの（固定資産台帳、減価償却資産明細書）から自動車税、軽自動車税の課税対象となるものや無形減価償却資産、生物などを除いたもの

申告期限

償却資産を所有した年の翌年1月31日まで

実地調査について

課税課では、毎年、償却資産の適正な申告を行っていただくために、市内にある事業所などに対して計画的に実地調査を行っています。

この調査は法令に基づくものです。調査対象となった事業所は減価償却資産台帳、固定資産台帳、確定申告書、決算書、貸借対照表の準備など、ご協力をお願いします。また、必要に応じて工事内訳書やリース資産契約書、仕訳帳、総勘定元帳なども照合・確認しますのでご協力をお願いします。

なお、訪問日については事前に連絡をします。

※申告の必要があるにもかかわらず申告していないと、法令により遡及課税や延滞金の対象となりますので、ご注意ください

事業者の皆さん 償却資産を申告していますか

問い合わせ先 課税課（市役所2階4番窓口） ☎32-2016

お忘れなく

軽自動車税の納付

5月は軽自動車税の納付時期です。納付期限までに納めましょう。



納期限 5月31日(木)

《納付方法》

◎納税通知書で納める人 5月中旬に納税通知書を送付します。市指定金融機関で納めてください

◎口座引き落としの人 納付期限日に指定口座から引き落とします。あらかじめ口座残高をご確認ください

口座引き落としをしている人の納税証明書

6月中旬に納税証明書を送付しますが、それまでに継続検査などで納税証明書が必要な人は申請してください。

申請に必要なもの 軽自動車税の引き落とし内容が記帳された通帳、申請者の印鑑

身体・精神に障害のある人が所有する軽自動車税の減免

障害の等級などにより軽自動車税が減免になる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

減免申請期限 5月24日(木)

問い合わせ先 税制課（市役所2階2番窓口） ☎32-2017、または各支所市民生活課

都市計画ごみ焼却場 変更案の縦覧

領家・中北下地内に計画している都市計画ごみ焼却場について、計画の変更案の縦覧を行います。

名称 都市計画ごみ焼却場 津山圏域クリーンセンター

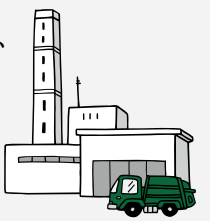
縦覧期間 5月23日(水)～6月6日(水)の執務時間内

縦覧場所 都市計画課、久米支所産業建設課

意見書提出方法 都市計画課に直接提出

提出様式 自由

締め切り 6月6日(水)



問い合わせ先 都市計画課（市役所5階） ☎32-2096または久米支所産業建設課 ☎32-7015

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度

請求件数	66件	
対象行政文書数	474件	（うち全部開示 218件 一部開示 126件 不開示 130件）
行政文書の内容	工事・入札関係	228件
	工事・物品契約関係	105件
	クリーンセンター建設関係	52件
	裁判関係	28件
	環境事業関係	24件
	建築計画概要書	12件
	文書管理関係	10件
	市道・里道関係	4件
	国民健康保険関係	3件
異議申立件数とその処理状況	農林関係	3件
	給食センター関係	2件
	浄水場関係	2件
	議会費関係	1件
	継続事案 4件 4件のうち2件を棄却。2件を一部容認 新規事案 2件 2件のうち1件を棄却。1件を一部容認	

個人情報保護制度

個人情報取扱事務の届出件数	実施機関		届出件数	
	市長	教育委員会	選挙管理委員会	公平委員会
自己情報の開示請求・訂正などの請求と請求に対する決定の状況	28件	9件	7件	12件
	0件	0件	0件	0件
	28件	9件	7件	12件
	0件	0件	0件	0件
	28件	9件	7件	12件
	0件	0件	0件	0件
	28件	9件	7件	12件
	0件	0件	0件	0件
	28件	9件	7件	12件
	0件	0件	0件	0件
異議申立件数とその処理状況	継続事案 1件 津山市情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して棄却			

問い合わせ先 総務課 ☎32-2054